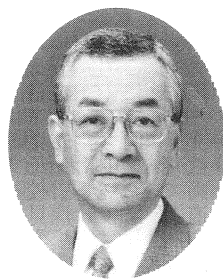


第二回 弁護士という職業

川合 善明 (高二十一回)



1 弁護士という職業を選んだ理由

職業を選ぶについていろいろな選択の仕方がある。社会正義のためとか人権擁護のためという理想に燃えて弁護士を志す人もいます。私の場合は、もっと単純で「会社に入りたくなかった」から弁護士になった。

私は、高校時代は、大学に残って研究職につきたいと考えていた。大学に入ってみると自分より優秀な人は幾らでもいたし、学園紛争も影響して学問や大学に対する自分の思い入れがあつたりと崩れた。大学3年生の終わり頃から会社訪問をし数社から内定を貰ったが、会社訪問しているうちに「会社に入ったら、自分の人生の先が見えてしまう。」と思うようになり、会社に就職するのが躊躇された。それで、内定していた会社は丁寧に断り、大学4年生の夏休み頃から法律の本を読み始めた。

2 弁護士はどのような仕事をしているのか

日本では、弁護士の仕事はこれまで刑事・民事の法廷での活動が中心であった。

① 刑事事件の弁護人としての仕事

これは、法廷場面が時々テレビドラマなどに出てくるので、弁護士の仕事としては良く知られている部分である。(ただし、現実の刑事事件の法廷はテレビドラマの場面のようなドラマティックなものではない。) 刑事訴訟された被告人が法律の定める手続きに従って処罰されるように監視する役割である。「悪いことをした人を何故弁護するのか」という質問は、よくある問いであるが、悪いことをしたかどうかを決めるのが刑事裁判なのである。残念ながら冤罪というものも今日でもなくならない。冤罪をなくすことは弁護士に課せられた大きな役割である。

② 民事事件の代理人

例えば、貸した金を返せという交渉の代理人になったり、損害賠償を求めて訴訟をするなどの仕事がある。民事の代理人としての活動は、一般の人、特に学生にはなじみが薄くよく判らないと思う。しかし、民事事件は多くの弁護士にとって仕事の中心である。

③ その他の事件

離婚等の家事事件、国や自治体を相手とする行政事件、破産や民事再生手続などの申立代理人や管財人などの仕事。以上が、これまでの弁護士の中心業務である。最近、経済の国際化に伴い、様々な分野への競争原理の導入と「法

化社会」「事後規制型社会」ということが強調されている。行政の介入による事前の規制や調整を排し競争に任せ、問題が生じたら司法の手により解決するような社会を目指すのだという。その関係で、また、後に述べる弁護士の大幅増員の関係もあり、弁護士の活動領域は広がりがつつある。会社の(社外)取締役・監査役、企業内弁護士(弁護士が企業の従業員になる)、弁護士のまま一定期間公務員になる任期付公務員、弁護士から裁判官・検察官になる弁護士任官、地方自治体の職員や行政委員会の委員、税理士・弁理士(弁護士には当然にこの資格がある) などなどである。

3 良い点・悪い点

弁護士という職業の良い点を列挙する。定年が無い、自由に仕事の時間が組めるのでマイペースで仕事ができる。誰にも指揮・命令されず自分の考えを貫くことができる。比較的良い収入が得られる。世の中のためになつていると実感できる仕事が多くある。資格があると人から一目置かれる、いろいろなことが経験できる、様々な年齢・性格・地位の人と出会える、等々。

弁護士の仕事の良くない点。仕事の結果が目に見えない形で残ることが少ない(建築関係の職業であれば建物などの「物」が残る)、一人で決断し責任を持たなければならぬので孤独。補助職が無い。組織の力を利用できない(従って扱える仕事の量に限界がある)、自分で経営すなわちお金の心配をしなければならぬ、収入も必ずしも安定していない、怖い思いをすることももある、生涯賃金(一生の間に稼げる金額)は世間の人が思

うほど多くない。民事事件では必ず敵ができる(相手方にとっては、代理人は「敵」である)、等々である。断るまでも無く、上記は私見である。

4 弁護士という仕事に向いている人(性格など)

どのような仕事でも同じであると思うが、まず健康であること、普通の体力は必要。後は常識(パランス感覚)、根気強さ、人間が好きであること、人や社会に対して関心があること、ある種のいい加減さが必要。弁護士の仕事には緻密さが必要な面もあるが、あまりに緻密で真面目一辺倒だと、精神的に参ってしまう。最近うつ病が増えているが弁護士も同様である。ストレスを上手に発散できるような人が向いている。論理的思考力であるとか正義感はあるに越したことはないが、普通の人以上である必要はない。正義感が強すぎ、自分の価値観でしか物事を見られないような人は、バランス感覚とない。何よりも、バランス感覚と様々な立場で物事を見られることが必要である。簡単に言えば「常識的な人が法曹に向いている」のである。

5 弁護士になるには

弁護士になるには、司法試験に合格しなければならない。これまでの司法試験(これを仮に旧試験と呼ぶ)は、誰でも受験することができた。大学を出ていない人も一次試験(教養試験)から受ければよかった。しかし、平成18年に開始された新司法試験(新試験と呼ぶ)は、法科大学院を卒業していないと受験資格がない。現在は、新旧の司法試験が併存して行われているが、旧司法試験は平成

22年には終わり、以後は新司法試験のみとなる。現在高校生の皆さんが大学を卒業する頃には、法科大学院を卒業しなければ司法試験は受験できない。法科大学院を卒業していかなくとも「予備試験」に合格すれば司法試験を受験できる。「バイパス」ができる予定であるが、予備試験の合格者は極めて少数になると思われる。

6 弁護士という職業の将来性

法曹界は、戦後一貫して少数精鋭主義であった。しかし、平成13年、弁護士について競争原理を導入することを政府が決めた。平成13年の司法試験合格者は約1000人であったが、これを平成22年には毎年3000人にするという方針である。裁判官・検察官は急増させる予定は無いので、30000人の合格者のうち約27000人以上が毎年弁護士になることになる。加えて司法書士、税理士、弁理士などの所謂士業がこれまで弁護士にしか認められていなかった訴訟代理権等の領域に参入することが限定的ではあるが認められ、この現象は今後拡大していく。競争社会化するということは、弁護士になっても競争に負けなければ弁護士では食べて行けないということもありうることである。弁護士という職業は永遠に無くなるような職業であるが10年20年の単位で見れば、その将来は必ずしも明るいとはいえない。今後弁護士を志望する人は、これまでのように法廷での活動を中心にするのではなく、株式会社などの様々な「組織」の中において、法律知識とその組織の専門的知識の両方を駆使できるタイプの弁護士を目指してゆかねばならないと思われる。